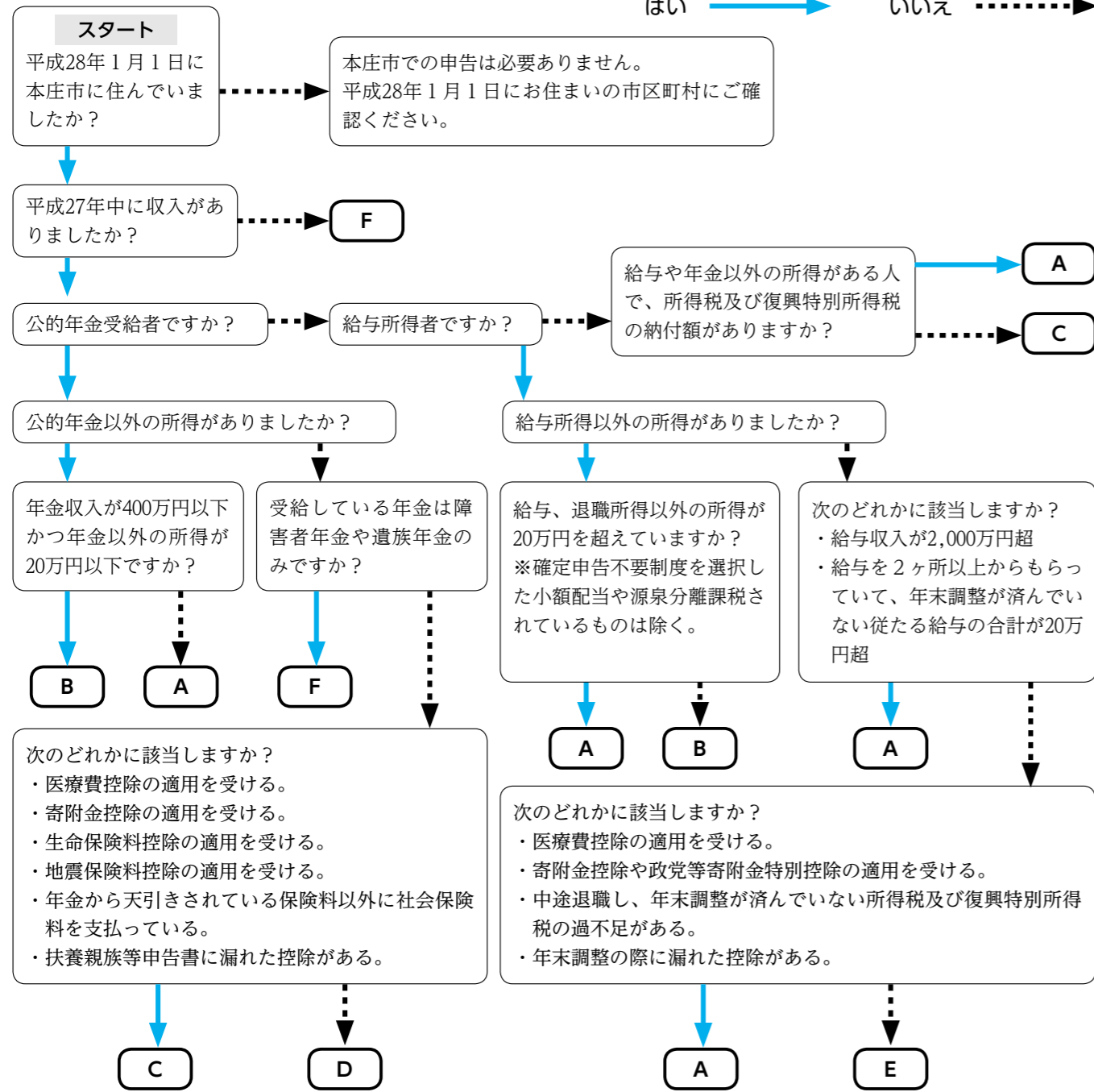


あなたの申告は、市民税・県民税申告？それとも確定申告？

※このフローチャートは一般的な例です



- A・・・確定申告が必要です。(次のページ「税務署からお知らせ」をご覧ください。)
- B・・・市民税・県民税申告が必要です。申告会場又は郵送で申告書を提出してください。
※所得税及び復興特別所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。
※年金以外の所得が給与所得のみの場合で、勤務先から給与支払報告書が市役所へ提出されている人は、申告不要です。
- C・・・市民税・県民税申告が必要です。申告会場又は郵送で申告書を提出してください。
※所得税及び復興特別所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。
- D・・・市民税・県民税申告は原則不要ですが、医療福祉の行政サービスを受ける際、必要となる場合があります。
- E・・・市民税・県民税申告は原則不要ですが、医療福祉の行政サービスを受ける際、必要となる場合があります。
※勤務先から給与支払報告書が市役所へ提出されていない人は、申告が必要です。
- F・・・次のいずれかに該当する場合は、市民税・県民税申告が必要です。該当しない場合は、申告不要です。
①所得・課税証明書が必要な人 ②16歳以上の国民健康保険加入者及びその世帯主(未加入者含む)
③後期高齢者医療保険の被保険者及びその世帯主(被保険者でない人を含む)
④介護保険の被保険者及びその世帯主又は世帯員(被保険者でない人を含む) ⑤市営住宅・県営住宅入居者(中学生以下は除く)

申告

申告受付期間は2月15日(月)～3月15日(火)まで
市民税・県民税の申告受付

課税課市民税係 ☎11203

申告に必要な書類

- 所得がわかるもの
 - 給与所得、年金所得 源泉徴収票
 - 事業所得(営業、農業)、不動産所得 収支内訳書
 - 配当所得、一時所得、雑所得 支払調書
- 各種控除を証明できるもの
 - 社会保険料控除 社会保険料等の領収書又は証明書
 - 生命保険料控除及び地震保険料控除 控除証明書
 - 寄附金控除 領収書又は支払証明書
 - 医療費控除 医療費の明細書及び医療機関の領収書
 - ※保険金などで補てんされた金額がある人はその金額がわかる書類も必要
 - 障害者控除 身体障害者手帳、療育手帳等
 - その他
 - 印鑑
 - 所得税の還付を受ける人は、申告者本人名義の口座が確認できる預金通帳など

※収支内訳書は、事前に収支計算を済ませておきましょう。
※医療費の明細書は、事前に診療を受けた人ごと、医療機関ごとに集計を済ませておきましょう。
※書類などに不備がある場合、再度お越しいただくことがあります。

次に該当する人は税務署で確定申告してください
・青色申告をする
・平成26年分以前の確定申告をする
・死亡者の確定申告をする
・土地・建物・株式等の譲渡所得がある
・雑損控除を受ける
・住宅借入金等特別控除を受ける(初年度)
・山林所得がある
・災害減免を受ける
・外国税額控除を受ける
・外国に住んでいる扶養親族の扶養控除を受ける

介護保険の要介護認定(要介護2～5)を受けている人は、身体障害者手帳などを持っていない場合でも、市が交付する「障害者控除対象者認定書」を提示することで、障害者控除が受けられます。
対象 65歳以上で、平成27年12月31日(基準日)時点で、要介護2から5までのいずれかの認定を受けている人
※対象者が年の途中で死亡された場合は、その死亡日が基準日になります。
申請方法 本人又は代理人が介護保険被保険者証を持参のうえ、左記の窓口へお越しください。
★介護いきがい課 ☎1719、市民福祉課 ☎1333

「市民税・県民税申告書」の事前作成について
「市民税・県民税申告書」は、課税課(市役所1階)、市民福祉課(アスパアこだま内)窓口で配布、又は市ホームページからダウンロードができます。
介護保険要介護認定者の障害者控除の適用について

●申告日程表(受付時間:午前9時～正午、午後1時～4時)

日程	会場	地区
3月15日(火)	市役所6階大会議室	長浜町、鍛冶町、上町、下町
14日(月)		仲町、新町、連雀町、本町、本泉全域
11日(金)		第一金屋、第二金屋、第三金屋
10日(木)		長沖、高柳、飯倉、宮内、塩谷、保木野、田端
9日(水)		児玉南、秋山、風洞、東小平、西小平
8日(火)		中央、本庄
7日(月)		南、前原、緑
6日(日)		東台、住居表示外(照若町・本町・台町・諏訪町)の日出
4日(金)		朝日町、五十子、早稲田の杜、東富田、今井
3日(木)		四季の里、北堀、西五十子、東五十子、四方田
2日(水)	銀座、寿、けや木、栗崎	
1日(火)	鶴森、傍示堂、小和瀬、宮戸、堀田、滝瀬	
29日(月)	牧西、仁手、下仁手、久々宇、田中、上仁手	
26日(金)	都島、山王堂、沼和田、万年寺、杉山、新井、三友	
25日(木)	市内全域(市民税・県民税申告優先)	
24日(水)	千代田、見福	
23日(火)	小島南、下野堂	
22日(月)	駅南、共栄全域、下真下、上真下、吉田林、高関	
19日(金)	柏、栄	
18日(木)	若泉、小島	
17日(水)	西富田、蛭川、入浅見、下浅見	
16日(火)	市内全域(市民税・県民税申告優先)	
15日(月)	市内全域(市民税・県民税申告優先)	

お詫びと訂正 広報1月号8ページの「よくある問い合わせ」に誤りがありました。ここにお詫びし、訂正します。
正 市営住宅及び県営住宅入居者(中学生以下は除く)